

第6章 計画の推進及び進捗管理

6.1. 計画の推進の基本的な考え方

本計画で提示した環境の将来像を実現するためには、施策を着実に推進していく必要があります。

そのためには、環境担当部局だけではなく、庁内の各部局との連携を強固にし、各部局において、環境の将来像を念頭に置いた施策の展開を図ることが重要です。

また、計画の推進には、市民や事業者などの積極的な参加が不可欠であるため、各主体と環境の将来像を共有し、本市が実施する施策への連携を進めるなど、市民・事業者・行政が一体となって取り組みの進展を図っていくことが必要です。

本市は、「国土縮図型都市」と呼ばれるように、都市機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、広大な森林資源を擁する中山間地域を有しています。これらの国土縮図型の特徴を活かしながら、みどり豊かな自然の保全と、安全で快適な暮らしを基盤とした拠点型ネットワーク都市を実現し、はままつの住み心地よさを国内外に「魅せていく」ことで、「環境ブランド力」を確立し、都市間競争に勝つ都市を目指します。

6.2. 主体別行動指針

6.2.1. 市の行動指針

- ◆ 総合的・横断的に推進する環境行政の方向性を基軸として、施策を着実に推進します。
- ◆ 環境の保全及び創造に関する情報を収集・整備し、積極的に市民や事業者に周知・提供することで、本市が実施する施策への参加・協力を呼びかけます。
- ◆ 市役所として、市民や事業者の模範となるように、法規制を遵守し、環境への負荷を低減する活動に率先して取り組みます。
- ◆ 環境行政の取り組みについて、積極的に国内外に「魅せていく」ことで、市民・NPO・事業者に対して環境配慮への取り組みのきっかけづくりをするとともに、各主体の連携を活性化させ環境活動を実践する行動へと導きます。

6.2.2. 市民の行動指針

- ◆ 本市全体の環境保全及び創造のためには、市民一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であることを自覚して、日常生活においてどのようなことができるのかについて、常に主体性を持って学習し、具体的な行動を起こします。
- ◆ 本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加・協力します。

6.2.3. 事業者の行動指針

- ◆ 事業活動において、法規制を遵守し、公害防止、廃棄物の適正処理、省資源、グリーン購入、自然環境の保全、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などを推進し、環境負荷軽減に取り組みます。
- ◆ 環境配慮経営を行うことによって、持続可能な消費と生産を促進し、企業の成長とともに、循環型都市の発展に貢献します。
- ◆ 本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

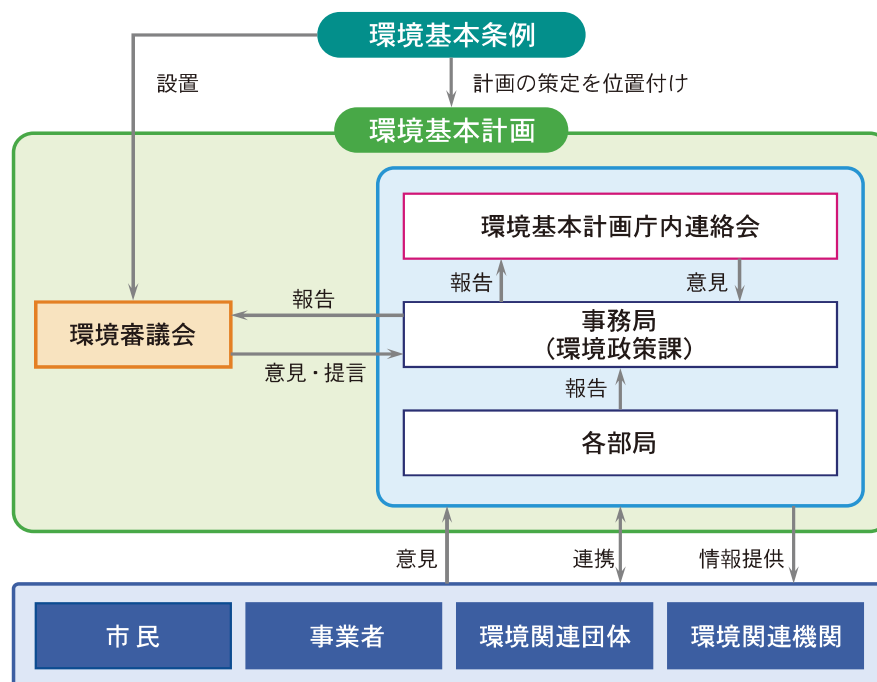
6.3. 計画の進捗管理の基本的な考え方

本計画の進捗状況は、環境基本条例第 22 条の規定に基づき設置する環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進に当たっての意見や提言をいただきます。

また、市ホームページに進捗状況を公表し、市民への周知を行います。

6.4. 計画の推進及び進捗管理の体制

図表 6.4-1 環境基本計画の推進体制



本計画の推進体制においては、Plan（計画）：市、Do（実施）：市・市民・事業者、Check（点検・評価）：環境審議会・環境基本計画庁内連絡会、Action（見直し）：市による、PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

6.4.1. 環境基本計画庁内連絡会

本計画で提示した環境の将来像を実現するためには、庁内の各部局が 5 つの基本方針、及び総合的・横断的に推進する環境行政の方向性を理解し、施策の基本的方向に基づいて事業を実施することが重要です。

このため、計画策定時に組織した「環境基本計画策定庁内検討会」の委員からなる、「環境基本計画庁内連絡会」を組織し、施策の基本的方向に基づき各部局が実施した事業の結果や環境指標の進捗状況等を管理することとします。

特に、総合的・横断的な施策については、環境部が主体となり関連する部局と連携して、積極的に施策の方向性に基づいた事業実施に向け推進していきます。

また、本連絡会において環境に関する最新情報の共有を図ります。

6.4.2. 環境審議会

環境審議会は、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議を行うため、環境基本条例第 22 条の規定に基づき設置する機関で、事業者の代表及び知識経験者で構成されます。

施策の基本的方向に基づき市が実施した事業の結果や環境指標の進捗状況等を環境審議会に報告し、意見や提言をいただくこととします。

6.4.3. 環境関連団体

平成 27 年 3 月現在、浜松市内に主たる事務所を設置している NPO 法人のうち、「環境の保全」を活動分野としているものが約 100 団体あります。

このほか、法人化はされていないものの、環境の保全に積極的に取り組む団体が市内には多数存在します。

市民や事業者が環境基本条例で定められた責務を果たすためには、個々の取り組みが重要であることはもちろんですが、NPO 法人などの環境関連団体の活動を通じて、取り組みの拡大を図っていくことが重要です。

このため、本計画の推進に当たっては、これらの環境関連団体と十分な連携を図ります。

6.4.4. 環境関連機関

大気汚染、酸性雨、水質汚濁、廃棄物、地球温暖化、生物多様性の損失など、環境問題は市域や国境を越えて影響を及ぼすものが多く、環境問題の本質的な解決を図るためには広域的な取り組みが必要となることが少なくありません。

また、個々の環境問題が相互に関連するとともに、産業や都市・生活基盤など環境以外の方針の取り組みが環境に影響を与える場合もあります。

こうした広域化、複雑化、専門化していく環境問題に適切に対応しながら本計画を推進していくため、国、県、関係市町村、各種研究機関などと十分な連携を図ります。